

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	防接種台帳管理システム社会保障・税番号 制度対応(ヒトパピローマウイルス9価追加) にかかるシステム改修業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会 社	1,980,000	R6.7.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	予防接種台帳管理システム5種混合ワクチン 等定期接種対応にかかるシステム改修業務 委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会 社	1,567,500	R6.7.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	予防接種台帳管理システム社会保障・税番 号制度対応(新型コロナウイルスワクチン追 加接種(6回目・7回目))にかかるシステム 改修業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会 社	1,980,000	R6.7.3	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

予防接種台帳管理システム社会保障・税番号制度対応（9価HPVワクチン追加）にかかるシステム改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予防接種台帳管理システムの改修を委託するものである。

予防接種台帳管理システムとは、委託医療機関等に対する予防接種委託料の支払い及び個人の接種情報のデータ管理のために導入したもので、平成 25 年 4 月から稼働している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を団体内統合宛名システムに連携し、中間サーバーに格納している。

令和 5 年 4 月より定期予防接種に 9 価 HPV ワクチンが新たに追加され、その対応として団体内統合宛名システムのデータ標準レイアウトが令和 6 年 6 月に改版されるため、予防接種台帳管理システムの改修が必要となる。

予防接種台帳管理システムは、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

（1）安定的な運用

予防接種台帳管理システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

（2）効率的な仕様管理

予防接種台帳管理システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

（3）障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

（4）的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

予防接種台帳管理システムは日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- (1) 日本コンピューター株式会社は予防接種台帳管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。
- (2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。
- (3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかにかつ正確に対応が行える。
- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）

随意契約理由書

1 案件名称

予防接種台帳管理システム 5 種混合ワクチン等定期接種対応にかかるシステム改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予防接種台帳管理システムの改修を委託するものである。

予防接種台帳管理システムとは、委託医療機関等に対する予防接種委託料の支払い及び個人の接種情報のデータ管理のために導入したもので、平成 25 年 4 月から稼働している。

予防接種台帳管理システムは、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

(1) 安定的な運用

予防接種台帳管理システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

(2) 効率的な仕様管理

予防接種台帳管理システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

(3) 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

(4) 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

予防接種台帳管理システムは日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

(1) 日本コンピューター株式会社は予防接種台帳管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。

(2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。

(3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかに

かつ正確に対応が行える。

- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）

随意契約理由書

1 案件名称

予防接種台帳管理システム社会保障・税番号制度対応（新型コロナウイルスワクチン追加接種（6回目・7回目））にかかるシステム改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予防接種台帳管理システムの改修を委託するものである。

予防接種台帳管理システムとは、委託医療機関等に対する予防接種委託料の支払い及び個人の接種情報のデータ管理のために導入したもので、平成 25 年 4 月から稼働している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を団体内統合宛名システムに連携し、中間サーバーに格納している。

新型コロナウイルスワクチンにかかる 6 回目及び 7 回目の追加接種について、団体内統合宛名システムのデータ標準レイアウトが令和 6 年 6 月に改版されるため、予防接種台帳管理システムの改修が必要となる。

予防接種台帳管理システムは、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

（1）安定的な運用

予防接種台帳管理システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

（2）効率的な仕様管理

予防接種台帳管理システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

（3）障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

（4）的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

予防接種台帳管理システムは日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- (1) 日本コンピューター株式会社は予防接種台帳管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。
- (2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。
- (3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかにかつ正確に対応が行える。
- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）